

農業人材力強化総合支援事業実施要綱

制定 平成24年4月6日付け 23 経営第3543号 農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和3年3月30日付け 2 経営第3016号 農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

新規就農を進めるに当たっては、若者の就農意欲を喚起する取組、就農希望者に対する相談体制の整備や短期就業体験、農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等を実際の就農に結び付ける取組を実施するとともに、就農検討段階から農業への定着まで、地域の一貫した支援を行う体制の構築と、就農に向けた研修の支援や経営開始直後の新規就農者を支える取組を推進することが重要である。

また、新規就農者や農業経営者の育成に当たっては、経営力、技術力を向上させることが重要である。このため、農業教育の高度化、幅広い就農希望者等に対する実践的なりカレント教育の実施を推進する。

さらに、産地における労働力の確保が課題となっており、他産業や他地域との連携等による多様な労働力の確保と、労働環境の整備等による生産性が高く人に優しい職場環境づくり（以下「農業の「働き方改革」」という。）を推進する。

これらにより、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金の交付、法人雇用就農の促進、新規就農者の裾野拡大と農業者の経営力向上、労働力確保と農業の「働き方改革」の一体的推進の取組を行い、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。

第2 事業の内容及び事業実施主体等

事業の内容及び事業実施主体等は別表のとおりとする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体（別表の1、2及び4のアの事業は全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）、別表の3のア及び別表の4のイからエの事業は公募選定団体、別表3のイの事業は都道府県）に対して補助する。

第4 事業計画等

1 事業計画等の作成

(1) 事業計画の作成

ア 別記1、別記2及び別記4に掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構は、それぞれ別記1、別記2及び別記4に定めるところにより事業計画を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得る。

イ 別記3に掲げる事業を実施する都道府県知事は、別記3に定めるところにより事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、承認を得る

(2) 公募事業計画の作成

別記3及び別記4に掲げる事業を実施する公募選定団体（経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。以下同じ。）は、それぞれ別記3及び別記4及びに定めるところにより事業計画を作成し、経営局長に提出し、承認を得る。

2 事業の着手

(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構、公募選定団体又は都道府県が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長（ただし、別表の3のイにあっては地方農政局長）に提出するものとする。

(3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県又は公募選定団体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績報告の作成

(1) 事業実績報告の作成

ア 別記1、別記2及び別記4に掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構は、それぞれ別記1、別記2及び別記4に定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。

イ 別記3に掲げる事業を実施する都道府県知事は、別記3に定めるところにより都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

(2) 公募事業実績報告の作成

別記3及び別記4に掲げる事業を実施する公募選定団体は、それぞれ別記3及び別記4に定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。

第5 関係施策との連携

都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）に基づき進められる人・農地プランの作成の取組及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）や農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。

第6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14

条の11に規定する拠点をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第7 その他

本事業の具体的実行に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

附則（平成24年4月6日付け23経営第3543号）

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営対策事業等実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知）及び農業経営対策事業等の実施について（平成14年3月29日付け13経営第7014号経営局長通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知に基づいて実施された事業であって、平成23年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（平成24年9月10日付け24経営第1782号）

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

附則（平成24年11月30日付け24経営第2521号）

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。

附則（平成25年2月26日付け24経営第3154号）

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
 - (1) 改正後の別記1の第7の1の(4)、2の(7)、3、第8の1の(5)のイ及び第9
 - (2) 改正後の別記2の第4の3の(1)

附則（平成25年5月16日付け25経営第375号）

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただ

し、改正後の別記1の第4の1、第5の1の(1)のイの(ア)、第6の1の(3)、第6の2の(3)、第8の1の(2)から(4)まで、第8の5の(1)並びに第9についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附則（平成 25 年 6 月 7 日付け 25 経営第 788 号）

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附則（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3141 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第5の1の(1)のカ、第5の2の(1)のキ、第7の3の(1)、第7の3の(3)及び第7の3の(5)についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附則（平成 26 年 2 月 26 日付け 25 経営第 3368 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記2の第4の3の(4)のAについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附則（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 経営第 3715 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 経営第 2802 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1第6の1(3)、第6の2(3)、第7の1(3)及び第7の2(3)についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。また、改正前の別記1の事業は「青年就農給付金基金事業」（平成25年2月26日付け24経営第3154号農林水産事務次官依命通知による改正前の事業を除く。）に、別記2の事業は「農の雇用基金事業」に読み替える。
- 3 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記1の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に別記1第5の2(2)イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要綱の適用を受けるものとする。
- 4 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記1の

規定に基づき給付を受けている者について、平成 26 年度補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、別記 1 第 6 の 2（3）の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

- 5 平成 26 年度補正予算により別記 2 の事業を実施する場合は、別記 2 第 4 の 4（3）の規定にかかわらず、法人等就業研修生 1 人当たり、（2）のアの（ア）については 12 か月につき 116 万 4 千円、（2）のアの（イ）については 12 か月につき 3 万 6 千円をそれぞれ上限とする。

附則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3530 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記 1 第 5 の 1（3）カ及び 2（3）カについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 平成 26 年度補正予算により別記 2 の事業を実施している場合は第 6 の 6 の（1）で行う定期的な研修実施状況の確認については、補正予算で実施する研修中に 1 回、補正予算で実施する研修終了後は年度毎に概ね 6 か月おきに行うものとする。

附則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3374 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記 2 第 4 の 1（1）ス、第 6 の 2（5）及び 7（2）については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 この通知の施行に伴い、被災者向け農の雇用事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2238 号農林水産事務次官依命通知。以下「被災者向け実施要綱」という。）は廃止する。
- 4 この通知による廃止前の被災者向け実施要綱により実施された事業であって、平成 27 年度以前の予算に係る事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、同要綱の第 4 の（5）については、改正後の本要綱別記 2 第 7 の 5 を適用するものとする。

附則（平成 28 年 5 月 9 日付け 28 経営第 470 号）

この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附則（平成 29 年 4 月 1 日付け 28 経営第 2755 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の別記 1 の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。改正後の別記 2 第 6 の 2 の（5）及び 7 の（2）については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 平成 27 年 2 月 3 日付け 26 経営第 2802 号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記 1 の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に

別記1の第5の2(2)アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の同規定の適用を受けるものとする。

附則（平成 29 年 7 月 13 日付け 29 経営第 1015 号）

この要綱は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

附則（平成 29 年 8 月 29 日付け 29 経営第 1352 号）

この要綱は、平成 29 年 8 月 29 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 経営第 3494 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記 1 別紙様式第 9-1 号、別紙様式第 9-1 号-1、別紙様式第 9-3 号、別紙様式第 19 号、参考様式：旧別紙様式第 16 号の改正部分、別記 2 第 6 の 5 の (2) ア及びイについてはこの通知による改正後を適用するものとする。

附則（平成 30 年 8 月 2 日付け 30 経営第 1053 号）

この要綱は、平成 30 年 8 月 2 日から施行する。

附則（平成 30 年 10 月 9 日付け 30 経営第 1503 号）

この要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3058 号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記 1 の第 5 の 1 の (3) のオ、第 5 の 2 の (3) のオ、第 7 の 1 の (4)、第 7 の 2 の (4) 別紙様式第 5 号及び別紙様式第 17-1 号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記 1 の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に別記 1 第 5 の 2 (2) イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の同要綱の別記 1 第 5 の 2 (1) アを適用するものとする。
- 4 この通知の施行後 2 年を目途として、別記 2 における「次世代人材受入法人等」に関する規定について見直しを行うものとする。

附則（令和 元 年 5 月 8 日付け 元 経営第 2 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和2年4月1日付け 元経営第3229号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第5の2の（1）のイの（ア）、第5の2の（2）のア、第6の1の（7）のア及びカ、第6の2の（6）のア及びエ、第7の2の（5）のアの（ウ）のc、第10、別紙様式第2号の別添8、別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第10号、別紙様式第14号、別紙様式第17号-1号、別紙様式第17号-4号、別紙様式第19号、別紙様式第21号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記1の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に別記1第5の1の（1）のイの（ア）に規定する研修機関等認定基準に基づき、研修先を変更する場合は、改正後の同要綱の別記1第5の1の（1）のイの（ア）及び（ウ）、第7の1の（4）のウの（ウ）、別紙様式第1号の別添1及び別添4、別紙様式第4-1号、別紙様式第4-2号、別紙様式第5号を適用するものとする。

附則（令和3年3月30日付け 2経営第3016号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第3の3、第5の1の（4）のイ、第5の2の（1）のイの（ア）及びカ、第6の1の（6）のア、ウ及び（7）のア、第6の2の（5）のア及びウ、第7の1の（6）のア、第7の2の（5）、（12）のイ及びウ、第8の1及び5、第9並びに別紙様式第1号から第27号まで並びに改正前の別記1の第5の1の（1）のキ及び2の（1）のクについては、この限りでない。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

| 事業内容 | 事業実施主体 | 補助率 |
|---|-------------------------------------|-----------------------------|
| <p>1 農業次世代人材投資事業（別記1）</p> <p>ア 準備型 就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業。</p> <p>イ 経営開始型 経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業。</p> <p>ウ 経営発展支援金事業 新規就農者の経営発展に向けた取組を支援する事業。</p> | <p>全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村</p> | <p>定額</p> |
| <p>2 農の雇用事業（別記2） 農業法人等が実施する以下の研修等に必要となる費用の助成を行う事業。</p> <p>ア 新規就農者を雇用して実施する就農後の実践研修等</p> <p>イ 職員等を他の法人に派遣して実施する研修</p> | <p>全国農業委員会ネットワーク機構</p> | <p>定額</p> |
| <p>3 農業教育高度化事業（別記3） 農業大学校、農業高校などの農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生を対象とした研修等の開催、オンライン研修等の実施を支援するとともに、地域段階においては、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する事業。</p> <p>ア 全国事業 （ア）先進的な農業知識等に関するオンライン講座の実施 （イ）農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施</p> <p>イ 都道府県事業 （ア）農業教育機関における教育カリキュラムの強化 （イ）農業教育機関への研修用農業機械及び</p> | <p>公募選定団体</p> <p>都道府県、市町村、民間団体等</p> | <p>定額</p> <p>定額、 1/2 以内</p> |

| | | |
|---|------------------------|-----------|
| <p>農業設備の導入 (ウ) 就職氷河期世代を含む社会人等へのリカレント農業教育の実施 (エ) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入 (オ) 若者の就農意欲を喚起するための活動 (カ) 国際的な農業人材育成のための取組 (キ) その他の取組</p> | | |
| <p>4 新規就農者確保推進事業（別記4）</p> | | |
| <p>ア 新規就農相談・情報発信 新規就農に係る各種情報のホームページ等による発信、全国段階における新規就農相談活動を支援。</p> | <p>全国農業委員会ネットワーク機構</p> | <p>定額</p> |
| <p>イ 就農相談会 就農希望者に対する就農相談会の開催を支援。</p> | <p>公募選定団体</p> | <p>定額</p> |
| <p>ウ 農業就業体験支援 就業前の短期農業就業体験の実施を支援。</p> | <p>公募選定団体</p> | <p>定額</p> |
| <p>エ 農業人材確保・就農サポート体制確立支援 地域における新規就農者のサポート活動、労働環境の改善、労働力の調整等による多様な人材の確保等の取組を支援。</p> | <p>公募選定団体</p> | <p>定額</p> |

番 号
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道・公募選定事業にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

| 事業内容 | 事業費 | 着手予定 | | 完了予定 | 理由 |
|------|-----|------|-----|------|----|
| | | 年月日 | 年月日 | | |
| | | | | | |